

# 所得税、町・県民税の申告

**申告期間 2月16日(金)～3月15日(木)**

(個人事業者の消費税・地方消費税は4月2日(月)まで)

※例年、申告期間前半に相談・受付が集中し混み合います。  
※土曜日・日曜日・祝日を除きます。

## 所得税・復興特別所得税

岡海田税務署 ☎0233-2131

所得税および復興特別所得税の確定申告は、前年の1月1日～12月31日の所得金額と税額を計算し、源泉徴収や予定納税で納めた税額を精算する手続きです。

### 確定申告が必要な人

①事業所得や不動産所得などで、1年間の所得金額の合計額が所得控除の合計額を超える人

②サラリーマンで給与の年収が2千万円を超える人や、2か所以上から給与をもらって

いる人、給与以外の所得が20万円を超える人など

### 確定申告することで税金が戻る人

次の①～④のいずれかに該当する場合、確定申告をすると源泉徴収された所得税が還付されることがあります。

①年の途中で退職し、年末調整を受けなかった人

②多額の医療費を支払った人

③災害や盗難にあった人

④マイホームを住宅ローンで購入した人

### 公的年金所得者の確定申告不要制度

次の対象者に当てはまる人は、所得税の確定申告は不要です。ただし、所得税の還付を受けるためには、確定申告書を提出する必要があります。  
**対象者** 公的年金等の収入金額が400万円以下で、かつ、公的年金等に係る雑所得以

外の所得金額が20万円以下の人の  
※この確定申告不要制度に該当する場合でも、公的年金等に係る雑所得以外の所得がある人・社会保険料等の控除を受けようとする人は、町・県民税(住民税)の申告が必要です。

### 口座振替の利用

告決算書等を作成できます。作成したデータはe-Taxで、申告書は郵送で提出できます。  
※e-Taxで必要な電子証明書の有効期間の確認もお忘れなく。

納付には安心・便利・確実な口座振替をご利用ください。  
□座振替の申し込みは、納期限までに「預貯金口座振替依頼書兼納付書送付依頼書」を税務署または金融機関へ提出してください。

### 国税庁ホームページ確定申告書等作成コーナーの利用

画面の案内に従って金額などを入力すると、税額などが自動計算され、所得税、消費税・贈与税の申告書や青色申告

※すでに口座振替をご利用の場合は、新たに提出する必要はありません。

# 町・県民税(住民税)

国税務課町民税係 ☎2006-3143

所得税の確定申告をした人や、給与所得のみで勤務先から給与支払報告書が提出されている人は、町・県民税(住民税)の申告は不要です。

また、所得税の確定申告は不要でも、住民税の申告が必要な場合があります。

なお、住民税の申告をする住民税が少なくなる場合もあります。

※住民税の申告は郵送でも可能です。

## 住民税の申告が必要な人

平成30年1月1日現在、府中町に住所があり、平成29年中に所得があった人で、次の①②のいずれかに当てはまる人は、町・県民税(住民税)の申告が必要です。

①公的年金所得者の確定申告不要制度に該当する人(4ページ参照)で、公的年金等に係る雑所得以外の所得がある人

②公的年金所得者の確定申告不要制度に該当する人で、社会保険料、生命保険料、医療費、扶養控除などの源泉徴収票に記載されていない控除を受けようとする人  
※前年中の収入がないことを証明するための「住民税課税台帳記載事項証明書」が必要な人も、住民税の申告をしてください。

所得税の確定申告・住民税の申告にかかる医療費控除・社会保険料控除については、6・7ページをご覧ください。

## 確定申告会場

場所 海田税務署

(海田町大正町1-13)

NTTクレドホール

(基町クレド・パセーラ11階)

相談日 平日のみ

受付時間 午前9時～午後4時

相談時間 午前9時～午後5時

## 府中町役場での申告相談・受付

※住民税の申告は、府中町役場へお越しください。

場所 4階 大会議室

相談日 平日のみ

受付時間 午前8時30分～11時、午後1時～4時

相談時間 午前8時30分～正午、午後1時～5時

※庁舎の管理上、午前8時以前の来場は「遠慮ください。」  
※駐車場には限りがあるため、公共交通機関をご利用ください。

受付方法 会場で当日限り有効の整理券を配付(午前中にその日の午後の整理券を受け取れます)

## 申告に必要なもの

- ①印鑑(朱肉を使うもの)
- ②所得金額がわかる書類(源泉徴収票など)
- ③不動産所得のある人は收支内訳書※前年の收支内訳書を参考に記載してください。

④控除を受けるための証明書(医療費の明細書・社会保険料の領収書・支払証明書・生命保険料等の控除証明書など)  
※医療費控除は領収書の添付が不要になり、明細書の提出が必要になりました。(詳しくは、6ページ「医療費控除を受けるための手続き」をご覧ください)

⑤申告者本人名義の預貯金口座の口座番号がわかるもの  
⑥マイナンバーカード(顔写真付き)か、マイナンバー通知カードと本人確認書類※本人確認書類は、顔写真付きであれば1点(運転免許証等)、顔写真付きでないものは2点(保険証と通帳等)必要です。

◆前年分の申告書の控えがある人はお持ちください。手続きが早く終わります。

## 府中町役場で受付できない申告

【税務署での申告相談を】

- ①青色・分離・損失・修正申告
- ②事業(営業等)・農業所得
- ③不動産所得(申告初年度のもの)・收支内訳書の未完成のもの
- ④譲渡所得(株・土地・建物の売却)
- ⑤源泉徴収票のない給与・年金等所得
- ⑥特殊な控除(雑損控除・住宅借入金特別控除等)
- ⑦平成28年以前分の確定申告

府中町役場での確定申告の相談受付は、住民サービスの観点から広島国税局長の許可を得て実施しているものです。会場には税務署の職員は不在のため、国税に関する特殊な事例についての質問・相談はお受けできませんのでご了承ください。また、会場は混雑が予想され待ち時間が長くなる場合があります。時間に余裕を持ってお越しください。

# 医療費控除

セルフメディケーション税制が  
創設されました

## 医療費控除 平成29年分の申告からの変更点

- ◆医療費控除は、従来の医療費控除か、セルフメディケーション税制のどちらか一方で控除を受けることができます。  
※一度申告をした後に選択を変更することはできません。
- ◆「医療費控除の明細書」または「セルフメディケーション税制の明細書」を添付することになりました。  
(医療費等の領収書の添付・提示は不要です)
- ◆領収書を、申告期限から5年間、自宅等で保存してください。(明細書の記入内容の確認のため、領収書の提示または提出を求める場合があります)

### ① 医療費控除

申告する人やその人と生計を一にする配偶者その他の親族のために、平成29年中に支払った医療費がある場合は、医療費控除として所得金額から差し引くことができます。

#### 医療費控除の計算方法

$$\begin{aligned} & \text{〔支払った医療費の総額-補填される金額〕} \\ & - \left[ \begin{array}{l} 10万円または、所得が200 \\ \text{万までの人は所得の5\%} \end{array} \right] \\ & = \text{医療費控除額(最高200万円)} \end{aligned}$$

#### 医療費控除を受けるための 手続き

確定申告書を提出する際に、「医療費控除の明細書」を添付する必要があります。明細書には医療費を受けた人、病院・薬局、医療費を支払った額などを記載し、医療費の合計額を計算しておいてください。医療費の領収書の提出は不要ですが、記入内容を確認する場合がありますため、5年間保管しておいてください。

「医療費通知」を添付すると、明細書の記入を省略できます

医療費通知とは、医療保険者が発行する医療費の額等を通知する書類で①被保険者等の氏名、療養を受けた②年月③受けた者④病院や薬局等の名称⑤被保険者が支払った医療費の額⑥保険者等の名称が記載されたものです。

※国民健康保険発行の「医療費のお知らせ」および広島県後期高齢者医療広域連合発行の「後期高齢者医療に係る医療費のお知らせ」は、被保険者またはその被扶養者などが支払った医療費の額の記載がないため、平成29年分確定申告の医療費控除の明細書として使用できません。

### ② セルフメディケーション税制による医療費控除の特例(平成29年分以降)

申告する人が、健康の保持増進や疾病の予防として、インフルエンザの予防接種や人間ドックなど「一定の取組」を行っている場合で、その人やその人と生計を一にする配偶者その他の親族のために平成

29年中に支払った特定一般用医薬品等購入費※がある場合は、医療費控除の特例として所得金額から差し引くことができます。

※一定の取組に要した費用は、控除の対象になりません。

※特定一般用医薬品等購入費とは、医師によって処方される医薬品(医療用医薬品)から、薬局などで購入できるOTC医薬品に転用された医薬品(スイッチOTC)の購入費をいいます。なお、特定一般用医薬品購入費であっても、それが治療や療養に必要な医薬品の購入の対価であれば、通常の医療費控除を受けることを選択した場合は、医療費控除の対象となります。

#### セルフメディケーション税制の 計算方法

$$\begin{aligned} & \text{〔特定一般用医薬品等購入費} \quad - \quad \text{補填される金額〕} \\ & - 1万2千円 \\ & = \text{医療費控除額(8万8千円まで)} \end{aligned}$$



## セルフメディケーション税制による医療費控除の特例を受けるための手続

申告書を提出する際に、**①**「セルフメディケーション税制の明細書」の添付**②**適用を受ける年分において、申告する人が一定の取組を行ったことを明らかにする書類**③**の添付または提示が必要です。

また、医薬品等の領収書の添付または提示は不要ですが、明細書の記入内容を確認する場合があるため、5年間保存しておいてください。

※一定の取組を行ったことを明らかにする書類とは、**①**氏名**②**取組を行った年**③**事業を行った保険者、事業者若しくは市区町村の名称、または取組に係る診察を行った医療機関の名称・医師の氏名の記載があるものをいいます。

### 一定の取組を行ったことを明らかにする書類の例

◆インフルエンザの予防接種または定期予防接種(高齢者の肺炎球菌感染症等)の領収書または予防接種済証

◆市区町村のがん検診の領収書または結果通知表

◆職場で受けた定期健康診断の結果通知表

◆特定健康診査(いわゆるメタボ健診)の領収書または結果通知表

◆人間ドックやがん検診を始めたとする各種健診(検診)の領収書または結果通知表

※結果通知表は、健診結果部分を黒塗りするか、切り取りなどをして写しで差し支えありません。

※取組を行っている場合で、書類に必要な事項が記載されていない場合は、勤務先または保険者などに一定の取組を行ったことの証明を依頼し、証明書の交付を受けてください。詳しくは厚生労働省のホームページをご確認ください。

## 控除対象となる特定一般用医薬品等購入費の範囲

控除対象となる医薬品は、購入した際の領収書にセルフメディケーション税制の対象であることが表示されています。具体的な品目は、厚生労働省ホームページをご覧ください。

## 社会保険料控除

平成29年1月1日～12月31日に納付した、国民健康保険税(国保税)、後期高齢者医療保険料、介護保険料、国民年金保険料は確定申告の控除対象となります。控除対象額(納付額)を次のとおり確認してください。

### 国保税・後期高齢者医療保険料・介護保険料

【年金から天引きの場合】

日本年金機構等から送付される「源泉徴収票」に記載されています。

【口座振替の場合】通帳に記載されている平成29年中の振替金額を合計してください。

【領収書等の紛失や納付額が不明の場合】納付方法にかかわらず、次の窓口で「納付記録」を発行することができます。

**国民健康保険税** 税務課国民健康保険係(役場2階) ⑩  
 番窓口 ☎2006-3144

**後期高齢者医療保険料**  
 保険年金課年金福祉医療係(役場2階) ③番窓口 ☎2006-3154

### 介護保険料

高齢介護課介護保険係(役場4階) ②番窓口 ☎2006-3235

### 国民年金保険料

「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」等に記載されています。申告の際は、証明書等を添付または提示する必要があります。証明書が届いていない場合や紛失した場合は、次の専用ダイヤルへお問い合わせください。

**ねんきん加入者ダイヤル**  
 (有料・ナビダイヤル)  
 ☎0570-0003-0004  
 (IP ☎03-6630-2525)  
 (月)～(金)

午前8時30分～午後7時  
 第2(土) 午前9時～午後5時  
 ※祝日は利用できません。  
 (第2土曜日は除く)

## 厚生年金・国民年金の源泉徴収票の再交付

平成29年1月～12月に受け取った年金の源泉徴収票は、1月中旬に日本年金機構から送付されています。

紛失した場合は、「ねんきんダイヤル」へ再交付の申し出をしてください。

※年金証書などに記載された基礎年金番号が必要です。

### ねんきんダイヤル(有料)

☎0570-05-1165 (IP ☎03-6700-1165)

(月) 午前8時30分～午後7時

(火)～(金) 午前8時30分～午後5時15分

第2(土) 午前9時30分～午後4時

※祝日は利用できません。(第2土曜日は除く)

※月曜日が祝日の場合は、火曜日の受付時間が午後7時まで延長されます。